

短時間デイケアセンター 重要事項説明書

事業の目的及び運営の方針

医療法人西福岡病院が開設する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という）は、要介護者等が事業所に通い、心身の機能の回復維持を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行なうことを目的とし、且つ適切なサービスの提供が確保されるように努めるものとする。

従業員の職種及び職員体制

	常勤	非常勤
医師	1名(兼務)	
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1名(専従) 5名(兼務)	
介護職員		1名

営業時間 (サービス提供時間：10：50～12：00 14：10～15：20)

月～金	8：30～17：00
土日・祝日・年末年始（12月30日～1月3日）	休み

利用定員

AM（10：50～12：00）	12名
PM（14：10～15：20）	12名

利用料金について

＊サービスに対する利用者負担金は、介護保険の法令利用料に基づく金額です。

下記の金額は 1割負担の例 です。負担割合の違い等により金額が変動する事があります。

【要介護の方】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1～2時間	390円/日	420円/日	453円/日	484円/日	518円/日

送迎をしない場合の減算（片道）	－50円
短期集中個別リハビリテーション実施加算	116円/日

【要支援の方】

要支援 1	2393 円／月
要支援 2	4461 円／月
利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に 介護予防通所リハビリテーションを行った場合	要支援 1： - 127 円/月 要支援 2： - 254 円/月

【要支援及び要介護の方】

退院時共同指導加算	633 円/月
-----------	---------

通常の事業の実施地域について

福岡市西区(半径 3 キロ圏内もしくは片道 15 分圏内)

サービス利用に当たっての留意事項

利用者等がサービスを受けるに当たっての留意事項等に関しては、別途パンフレット等で、詳細な説明を行います。

非常災害対策について

- ① 事業所は、医療法人西福岡病院の非常災害に関する規定及び年次防災計画書に従って、必要な訓練等を実施する。
- ② 事業所内に非難誘導経路図を常に掲示し、不時の事態に備える。

事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医や担当介護支援専門員、市町村に連絡を行うとともに、必要な処置などを講ずるものとします。但し、損害賠償などにつきましては、事業所側に故意、過失がない場合は、必ずしも支払われるものではないことにご了承ください。

サービス内容に関する相談・苦情の受付先

事業所の相談窓口	短時間デイケアセンター 担当 向井 友一 TEL 092-881-1346
福祉介護保険課	西区092-895-7066 早良区092-883-4355 城南区092-833-4105 中央区092-718-1102

	糸島市０９２－３２２－１１１１
国保連の相談窓口	福岡県国民健康保険団体連合会 ＴＥＬ ０９２－６４２－７８５９

虐待防止のための措置に関する事項

- ① 虐待防止検討委員会を設置し及び担当者を配置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備し、従業者に対して、虐待防止のための研修を定期的で開催します。
- ③ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、市町村に連絡するとともに、再発防止策を講じる。

身体拘束適正化措置に関する事項

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、計画に沿って必要な措置を講ずる。また、従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに定期的な研修、訓練(シミュレーション)を行います。